

平成 22 年度定期監査の結果について（概要版）

1 事項

平成 22 年度定期監査の結果について
（監査対象年度 平成 21 年度）

2 監査の実施箇所

平成 22 年度監査は、18 部局等を監査単位とし、部局長等に対して総括本監査を行いました。

また、総括本監査に先立ち、監査単位を構成する本庁各分野等及び地域機関の計 232 箇所について箇所別の監査を行いました。

〔監査実施箇所数〕

| 区 分 | 対象箇所数 | 委 員 監 査 | | 事務局予備監査 | |
|-------|-------|---------|------|---------|------|
| | | 実地監査 | 書面監査 | 実地監査 | 書面監査 |
| 部 局 等 | 5 0 | 4 8 | 2 | 5 0 | 0 |
| 地域機関 | 1 8 2 | 9 2 | 9 0 | 1 1 4 | 6 8 |
| 計 | 2 3 2 | 1 4 0 | 9 2 | 1 6 4 | 6 8 |

3 監査の結果及び意見

監査の結果、予算の執行、財産の管理等に関する事務及び事業の執行等については、以下のとおり是正・改善を要するもののほかは、概ね適正に処理、執行されていた。

部局等ごとの監査の意見は次のとおりであるので、部局長等においては、速やかに適切な措置を講じられたい。

事業の執行に関し、是正・改善を求める意見数（単位：件）

| 部局、各種委員会等に対する共通意見 | 部局、各種委員会等に対する個別意見 |
|-------------------|-------------------|
| 8 | 8 2 |

財務事務の執行に関し、是正・改善を求める意見数（単位：件）

| 項 目 | 収入に関する事務 | 支出に関する事務 | 財産管理等に関する事務 | 人件費に関する事務 | 事務管理体制 | その他の監査項目 | 計 |
|-----|----------|----------|-------------|-----------|--------|----------|-------|
| 意見数 | 2 3 | 4 8 | 2 4 | 1 3 | 1 4 | 2 0 | 1 4 2 |

4 監査結果の意見に対する改善状況の把握

定期監査結果の意見については、22 年度末現在の取組状況について各部局等から報告を求め、改善状況を把握するとともに、引き続き、23 年度の定期監査で検証、確認していきます。

2 監査の意見

[共通意見]

(1) 収入未済

一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は、134 億 3,354 万円（対前年度比 102.7%）と前年度に比べ 3 億 5,106 万円増加している。他に、企業会計の収入未済額が 1 億 8,918 万円（同 91.7%）となっている。

県税の収入未済額は、72 億 8,093 万円（同 103.8%）で、特に市町において賦課徴収される個人県民税が、58 億 6,673 万円（同 116.2%）と前年度より 8 億 1,719 万円増加している。税源移譲が行われたことから、市町の収納促進への支援に一層取り組むとともに、収入未済の収納促進に努められたい。

また、各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。

あわせて、各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。

また、債権管理にかかる督促状の送付時期や延滞金の事務処理などについて、部局内で統一された取扱いとなっていない例があるので、公平性の観点から、事務処理などの取扱いを統一されたい。

[一般会計、特別会計]

(単位：円)

| 箇所名 | 区 分 | 現年度 〔平成21年度〕 発生分 | 過年度 〔平成20年度〕 以前発生分 | 計 |
|-------------|----------------------|------------------------|--------------------------|---------------|
| 総 務 部 | 県税 | 2,643,742,987 | 4,637,183,988 | 7,280,926,975 |
| | 県税加算金 | 20,341,347 | 21,286,383 | 41,627,730 |
| | 小 計 | 2,664,084,334 | 4,658,470,371 | 7,322,554,705 |
| 生 活 ・ 文 化 部 | 中小企業従業員住宅家賃下料 | - | 43,606,292 | 43,606,292 |
| | 文化会館等使用料 | - | 110,000 | 110,000 |
| | その他 | - | 297,000 | 297,000 |
| | 小 計 | - | 44,013,292 | 44,013,292 |
| 健 康 福 祉 部 | 母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入 | 42,817,324 | 341,025,166 | 383,842,490 |
| | 生活保護費返還金 | 7,972,318 | 65,017,507 | 72,989,825 |
| | 高齢者住宅整備資金貸付金元利収入等 | 8,780,000 | 55,860,825 | 64,640,825 |
| | 児童措置費負担金等 | 12,540,652 | 59,286,255 | 71,826,907 |
| | 児童扶養手当返還金 | 1,751,920 | 18,253,121 | 20,005,041 |
| | その他 | 1,615,984 | 3,383,585 | 4,999,569 |
| | 小 計 | 75,478,198 | 542,826,459 | 618,304,657 |
| 環 境 森 林 部 | 産業廃棄物不適正処理に係る行政代執行費用 | 135,223,517 | 1,511,850,269 | 1,647,073,786 |
| | 林業改善資金貸付金元利収入等 | - | 9,697,526 | 9,697,526 |
| | その他 | - | 1,047,886 | 1,047,886 |
| | 小 計 | 135,223,517 | 1,522,595,681 | 1,657,819,198 |

| 箇所名 | 区 分 | 現年度 〔平成21年度〕 発生分 | 過年度 〔平成20年度〕 以前発生分 | 計 |
|--------------|-------------------|------------------------|--------------------------|----------------|
| 農 水 商 工 部 | 中小企業者等支援資金貸付金元利収入 | 149,608,617 | 3,108,050,241 | 3,257,658,858 |
| | 農業改良資金償還金収入等 | 7,782,000 | 50,585,954 | 58,367,954 |
| | 沿岸漁業改善資金貸付金償還金収入 | 2,220,000 | 25,741,589 | 27,961,589 |
| | 中央卸売市場使用料等 | - | 6,104,514 | 6,104,514 |
| | 測量談合に係る弁償金 | - | 102,753,593 | 102,753,593 |
| | 県営サンアリーナ使用料 | - | 5,396,466 | 5,396,466 |
| | その他 | 89,668 | 294,000 | 383,668 |
| | 小 計 | 159,700,285 | 3,298,926,357 | 3,458,626,642 |
| 県 土 整 備 部 | 測量談合に係る弁償金 | - | 126,005,594 | 126,005,594 |
| | 公営住宅使用料 | 4,974,242 | 18,333,594 | 23,307,836 |
| | 弁償金（公営住宅関係） | 2,766,105 | 6,527,596 | 9,293,701 |
| | 道路・河川・海岸等使用料 | 561,671 | 4,179,874 | 4,741,545 |
| | 岸壁荷揚場その他使用料 | 1,202,100 | 1,260,340 | 2,462,440 |
| | 道路・河川管理費負担金 | 29,282 | - | 29,282 |
| | その他 | 782,101 | 6,077,012 | 6,859,113 |
| | 小 計 | 10,315,501 | 162,384,010 | 172,699,511 |
| 出 納 局 | 弁償金（損害賠償請求額） | 21,871,353 | - | 21,871,353 |
| | 小 計 | 21,871,353 | - | 21,871,353 |
| 教 育 委 員 会 | 高等学校授業料 | 11,159,859 | 4,449,055 | 15,608,914 |
| | 高等学校等修学奨学金返還金等 | 25,618,689 | 44,744,997 | 70,363,686 |
| | 恩給及び退職年金返還金 | 747,496 | 11,012,257 | 11,759,753 |
| | その他 | 16,237 | 684,061 | 700,298 |
| | 小 計 | 37,542,281 | 60,890,370 | 98,432,651 |
| 警 察 本 部 | 放置駐車違反金 | 12,401,000 | 26,483,000 | 38,884,000 |
| | 弁償金（公用車） | 48,607 | 247,800 | 296,407 |
| | その他 | 41,437 | - | 41,437 |
| | 小 計 | 12,491,044 | 26,730,800 | 39,221,844 |
| 合 計 | | 3,116,706,513 | 10,316,837,340 | 13,433,543,853 |
| （参考）平成20年度合計 | | 3,367,538,051 | 9,714,949,765 | 13,082,487,816 |

[企業会計] (単位：円)

| 箇所名 | 区 分 | 平成21年度末 未収金 |
|----------------|---------|----------------|
| 企業庁 | 工業用水道料金 | 636,300 |
| 病院事業庁 | 患者自己負担金 | 188,545,589 |
| 合 計 | | 189,181,889 |
| （参考）平成20年度末未収金 | | 206,235,353 |

(2) 業務委託契約

業務委託契約に関する事務については、例年、随意契約を中心に監査を行い、契約手続きの誤りなどについて指摘し、適切な事務処理の徹底を求めているところである。

特命随意契約 368 件、庁舎清掃などの施設維持管理の委託契約など 267 件を抽出し監査を実施したところ、契約手続きの不備なものや履行確認が不十分なものなど、改善を要する事務処理がそれぞれ 164 件と 64 件が見受けられた。

また、三重県出納局検査要領に基づく事前検査の実施状況を新たな監査項目と

したところ、事前検査を受けていない契約が特命随意契約や庁舎清掃などの施設維持管理の委託契約などを合わせて 67 件見受けられた。

契約の競争性、公正性、透明性を損なうことのないよう、チェック機能を強化し、会計規則等に則った適切な事務処理に努められたい。

1 特命随意契約の監査結果

〔改善を要する事務処理の件数〕

(単位：件)

| 箇所名 | 監査件数 | 契約手続 | | | | 個人情報 保護規定 に関する もの (*4) | 履行確認 に関する もの (*5) | その他 (*6) | 計 |
|---------|------|------------------------------|----------------------------|---------------------------|-------------|------------------------------------|----------------------------|-------------|----------|
| | | 随意契約 理由に関 するもの (*1) | 予定価格 に関する もの (*2) | 出納局事 前検査に 関するも の | その他 (*3) | | | | |
| 政策部 | 26 | 2 | 3 | 4 | 5 | | 1 | 2 | 17 (10) |
| 総務部 | 30 | | 1 | 1 | | 1 | 7 | | 10 (10) |
| 防災危機管理部 | 6 | | | | | 1 | | | 1 (1) |
| 生活・文化部 | 45 | | 1 | 10 | 3 | 1 | 6 | 2 | 23 (21) |
| 健康福祉部 | 46 | | 1 | 14 | 1 | 1 | 2 | 1 | 20 (16) |
| 環境森林部 | 27 | 2 | 5 | 10 | 2 | 3 | 1 | 1 | 24 (17) |
| 農水商工部 | 44 | 2 | 6 | 6 | 1 | 2 | 1 | 1 | 19 (14) |
| 県土整備部 | 31 | | 1 | 4 | 1 | | | 2 | 8 (8) |
| 企業庁 | 10 | | 1 | | 2 | | | | 3 (2) |
| 病院事業庁 | 20 | | 1 | | 2 | | 3 | 1 | 7 (6) |
| 議会事務局 | 4 | 1 | 1 | | 1 | | | | 3 (3) |
| 人事委員会 | 3 | | 2 | | | | | | 2 (2) |
| 教育委員会 | 67 | 4 | 2 | 13 | 2 | 1 | 4 | 1 | 27 (21) |
| その他 | 9 | | | | | | | | - |
| 合計 | 368 | 11 | 25 | 62 | 20 | 10 | 25 | 11 | 164(131) |

(注) 1 部局には関係地域機関を含む。

2 一件の委託契約で、複数項目について指摘したものもある。

3 計欄の()内は指摘した委託契約の実数。

<事前検査の対象>

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号に規定する随意契約により調達(ただし、三重県物件等電子調達システムによる調達を除く)する、予定価格(税込)若しくは執行予定額(税込)が 10 万円以上の交際費、食糧費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費等

<改善を要する事務処理の主な事例>

(*1)随意契約の理由が具体的に記載されていない、随意契約の適用条項が誤っている等

(*2)予定価格が記載されていない、予定価格の設定根拠が明確となっていない等

(*3)見積依頼文書に見積書提出期限が記載されていない、執行何いがされていない等

(*4)個人情報の保護に関する事項が添付されていない、契約書に個人情報保護にかかる規定がない

(*5)履行完了時の検査結果が記録されていない、完成認定書に所属長の押印がない等

(*6)開催通知の起案・決裁文書の校合欄に認印がない、契約書に定める実施責任者の届出がされていない

等

2 施設維持管理委託（清掃、設備保守点検等）その他の委託の監査結果

〔改善を要する事務処理の件数〕

（単位：件）

| 箇所名 | 監査件数 | 契約手続 | | | | 個人情報 保護規定 に関する もの (*3) | 履行確認 に関する もの (*4) | その他 (*5) | 計 |
|--------|------|----------------------|----------------------------|---------------------------|-------------|------------------------------------|----------------------------|-------------|---------|
| | | 随意契約 理由に関 するもの | 予定価格 に関する もの (*1) | 出納局事 前検査に 関するも の | その他 (*2) | | | | |
| 政策部 | 17 | | 1 | 1 | | | 1 | 3 (3) | |
| 総務部 | 26 | | 1 | | | 1 | 4 | 6 (6) | |
| 生活・文化部 | 7 | | | 1 | | | 1 | 2 (2) | |
| 健康福祉部 | 38 | | 3 | | 4 | | 1 | 13 (12) | |
| 農水商工部 | 19 | | 1 | | | | | 1 (1) | |
| 企業庁 | 10 | | | | | | 2 | 2 (2) | |
| 病院事業庁 | 10 | | 1 | | 3 | 1 | 4 | 9 (6) | |
| 教育委員会 | 100 | | 4 | 3 | 7 | 7 | 2 | 27 (22) | |
| 警察本部 | 29 | | | | | | 1 | 1 (1) | |
| その他 | 11 | | | | | | | - | |
| 合計 | 267 | | 11 | 5 | 14 | 9 | 9 | 16 | 64 (55) |

（注）「1 特命随意契約の監査結果」の（注）に同じ。

<改善を要する事務処理の主な事例>

(*1) 予定価格が記載されていない、予定価格の設定根拠が明確となっていない 等

(*2) 契約書に収入印紙が貼られていない、見積通知に契約準備行為にかかる条件の記載がない 等

(*3) 個人情報の保護に関する事項が添付されていない、契約書に個人情報保護にかかる規定がない

(*4) 履行完了時の検査結果が記録されていない、業務完了報告書が徴取されていない 等

(*5) 契約書に定める業務責任者の届出がされていない、再委託にかかる承認がされていない 等

（3）公共工事等

平成 21 年度に入札行為を行った公共工事等件数は 1,761 件となっている。

22 年度の工事監査は、事務手続きや継続的に確認を行っている契約変更の手続きなどを中心に 68 件について監査を実施したところ、当初設計の精査不十分などに関するものが 3 件、事務手続きの不備に関するものが 8 件、契約変更手続きの不備に関するものが 7 件、その他の不備に関するものが 8 件など、改善を要するものが 26 件（前年度 37 件）見受けられた。

今後、適切な事務処理の徹底を行うとともにチェック体制の強化、定期的な点検を行うなど改善を図りたい。

「公共工事」には、環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁が実施した工事を集計している。

〔改善を要する公共工事の事務処理の件数〕

(単位：件)

| 区分 | 監査 件数 | 当初設計に 関するもの (*1) | 事務手続きに 関するもの (*2) | 変更手続きに 関するもの (*3) | その他 (*4) | 計 |
|------------------|----------|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 平成 21 年度 | 68 | 3 | 8 | 7 | 8 | 26 (19) |
| (参考) 平成 20 年度 | 61 | 5 | 15 | 10 | 7 | 37 (26) |

(注) 一件の工事で複数項目を指摘したものもある。計欄の()内は指摘した工事契約の実数。

<改善を要する事務処理の主な事例>

(*1)当初設計時の積算計上もれ、現地での状況把握が不十分であった 等

(*2)総合評価の技術提案に係る「総合評価方式技術提案履行確認書(検査時)」が作成されていない、三重県建設工事公表要領に基づく「契約変更後」の公表がされていない 等

(*3)三重県建設工事設計変更要領に基づく「軽微な設計変更」に係る処理がなされていない、同要領に基づく「変更理由書」が添付されていない 等

(*4)リサイクル認定製品に係るチェックリストが設計書に添付されていない 等

なお、公共工事(県単公共工事)の増額変更の割合は、平成 21 年度は 62.8%と 20 年度の 55.7%に比べ 7.1 ポイント増加した。一方、増減なし及び減額変更は 20 年度に比べて共に減少している。

また、増額変更の割合別件数については、0~10%未満が 63.5%、10~20%未満が 23.0%、20~30%未満が 10.1%、30%以上が 3.4%となっており、20 年度に比べて 10%以上の範囲での増額変更が増加している。

入札・契約制度の競争性、公正性、透明性を確保するため、当初設計時の現場精査などを十分行い、引き続き、当初設計の精度向上に取り組まれない。

〔公共工事(県単公共工事)の変更契約の状況〕

| 区分 | 平成 19 年度 | | 平成 20 年度 | | 平成 21 年度 | |
|------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
| | 件数(件) | 構成比(%) | 件数(件) | 構成比(%) | 件数(件) | 構成比(%) |
| 増額変更 | 487 | 53.2 | 558 | 55.7 | 466 | 62.8 |
| 増減なし | 168 | 18.4 | 238 | 23.8 | 138 | 18.6 |
| 減額変更 | 260 | 28.4 | 205 | 20.5 | 138 | 18.6 |
| 合計 | 915 | - | 1,001 | - | 742 | - |

〔県単公共工事の増額変更の割合別件数〕

| 区分 | 平成 19 年度 | | 平成 20 年度 | | 平成 21 年度 | |
|----------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
| | 件数(件) | 構成比(%) | 件数(件) | 構成比(%) | 件数(件) | 構成比(%) |
| 0~10%未満 | 306 | 62.8 | 382 | 68.5 | 296 | 63.5 |
| 10~20%未満 | 114 | 23.4 | 108 | 19.3 | 107 | 23.0 |
| 20~30%未満 | 49 | 10.1 | 51 | 9.1 | 47 | 10.1 |
| 30%以上 | 18 | 3.7 | 17 | 3.1 | 16 | 3.4 |
| 合計 | 487 | - | 558 | - | 466 | - |

(4) 補助金等

平成 21 年度に県単補助金等（政務調査費を除く）を交付した 59 件を抽出し、交付要領、交付手続き、履行確認、成果などについて監査を実施した。

このうち、交付要領に規定そのものが不足しているなど交付要領等に関するものが 2 件、交付先からの提出書類に不備があったなど交付手続きに関するものが 14 件、事業の年度内完了に係る記録がなかったなど履行確認、成果に関するものが 4 件であった。

補助金の執行にあたっては、所要の措置を講じるとともに、今後、チェック機能を十分に発揮するだけでなく、施設整備や設備整備といった補助形態においては可能な限り実地による確認を行うなど、適切な事務処理が執行されるよう徹底を図られたい。

〔改善を要する補助金の事務処理の件数〕（政務調査費除く）（単位：件）

| 区 分 | 監査 件数 | 交付要領等に 関するもの (*1) | 交付手続きに 関するもの (*2) | 履行確認、成 果に関するも の (*3) | 計 |
|----------|----------|-------------------------|-------------------------|-------------------------------|---------|
| 平成 21 年度 | 59 | 2 | 14 | 4 | 20 (17) |

（注）一件の補助金等で複数項目を指摘したものもある。計欄の（ ）内は指摘した補助金の実数。

<改善を要する事務処理の主な事例>

(*1) 交付要領に財産処分の制限の定めがない 等

(*2) 実績報告が期日までに提出されていない、概算払い精算書が提出されていない 等

(*3) 事業の年度内完了に係る記録がない 等

(5) 事務費の執行

国の補助金の執行に伴う事務費の不適切な会計処理を受けて、平成 21 年度には国庫補助事業にかかる旅費等の監査を行ったところであるが、引き続き 22 年度にも総務部長を委員長とする「事務費にかかる経理の適正化検討委員会」が作成した事務費執行の適正化のための改善策に基づき、平成 21 年度支出の賃金等、旅費及び需用費について抽出による監査を実施した。

その結果、会計検査院から指摘されたような翌年度納入や前年度納入、旅費や賃金等の目的外使用といったものは見受けられなかったが、以下のとおり改善を要する事項が見受けられたので、今後一層、適切な事務処理に努められたい。

ア 賃金等

国庫補助事業の賃金等の執行について抽出による監査を実施したところ、支払事務において、書類の不備等の事例が見受けられた。

イ 旅費

前年度に引き続き、国費が充当された旅費を中心に 572 件（海外出張 9 件を含む）を抽出し、旅行命令、精算手続き、復命書の有無などについて監査を実施した。

このうち、改善を要するものとして、旅行命令書に必要項目が記載されていないなど旅行命令時の手続きに関するものが29件、過払いなど精算手続きに関するものが25件、復命書の内容が項目だけとなっているものなど復命書に関するものが16件と、合計70件（前年度96件）が見受けられた。

〔改善を要する旅費の事務処理の件数〕

（単位：件）

| 区 分 | 監査 件数 | 旅行命令時 の手続きに 関するもの (*1) | 精算手続き に関するも の (*2) | 復命書に関 するもの (*3) | 計 |
|----------------|----------|---------------------------------|-----------------------------|-----------------------|---------|
| 本庁部局等 | 183 | 4 | 6 | 3 | 13 (13) |
| 地域機関 | 389 | 25 | 19 | 13 | 57 (49) |
| 合 計 | 572 | 29 | 25 | 16 | 70 (62) |
| (参考) 平成20年度 | 586 | 11 | 43 | 42 | 96 (85) |

（注）一件の出張で複数項目を指摘したものもある。計欄の（ ）内は指摘した出張の実数。

<改善を要する事務処理の主な事例>

(*1)旅行命令書に用務が記載されていない、事前に旅行命令権者の特別承認がされていない 等

(*2)最も経済的な経路による行程となっていない、航空運賃の支払額を確認できる書類が添付されていない
等

(*3)復命書が作成されていない、復命書の記載が不十分

ウ 物品等購入の年度末予算執行状況等

支出負担行為日を遡及して事務処理を行っている事例や同種の物品等を不必要に分割発注している事例などが見受けられた。

また、消耗品を年度末に集中して購入するなど、より計画的な予算執行に努める必要がある事例なども見受けられた。

（6）扶養手当等の認定事務等

扶養手当においては所得証明書や申立書等の添付もれなどが、住居手当においては家賃支払証明書類等の添付もれなどが見受けられた。また、通勤手当においては、通勤距離の認定誤りなどが見受けられた。

扶養手当等の支給に関する事務については、認定事務や事後確認の不備や、支給額の算定誤りなどにより手当の戻入が必要な例もあったため、チェック機能の強化に向けて取り組むとともに、関係規程等に基づく適切な事務処理をより一層徹底されたい。

また、事後確認時の提出書類の未提出及び不備が多かったことから、職員に対しては、適切な事務手続きを行うよう関係規程等の周知徹底をより図られたい。

(7) 事務管理体制の強化と徹底

支出事務においては、支出金額や支払先の誤りによる過払いなど不適切な事務処理があり、収入事務においては、高等学校授業料の減免にかかる減額調定もれ、雇用保険料徴収誤り、現金の収納遅延などの不適切な事務処理が見受けられた。

今後もチェック機能の確保に努めるとともに、職員一人ひとりが会計規則等関係規程に基づき適切に事務処理するよう、法令遵守の徹底を図られたい。

(8) 公益法人制度改革

平成 20 年 12 月に公益法人制度改革三法が施行され、従前の公益法人は、施行日から 5 年間の移行期間内に一般社団（財団）法人となるか、公益社団（財団）法人となるかの選択が必要となっている。

本県においては、22 年 4 月 30 日現在、2 法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が 274 団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。

〔所管する法人数〕

（単位：団体）

| 箇所名 | 団体数 | 箇所名 | 団体数 |
|---------|-----|-------|-----|
| 政策部 | 8 | 環境森林部 | 14 |
| 総務部 | 3 | 農水商工部 | 37 |
| 防災危機管理部 | 3 | 県土整備部 | 12 |
| 生活・文化部 | 47 | 教育委員会 | 74 |
| 健康福祉部 | 68 | 警察本部 | 8 |
| 合 計 | | | 274 |

【主な部局等個別意見】

政策部

1 地籍調査の促進

本県の地籍調査進捗率は平成 21 年度末 7.95%で、全国平均約 49%よりも著しく低く、実施市町数については、22 年 7 月現在で 20 市町となっている。

地籍調査は多大な経費と市町の人的負担を伴うため、急速な進展は望めない状況にあるが、本調査は民間の土地取引の円滑化や災害復旧の迅速化に役立つなど有効な事業である。

今後も、休止、未着手市町の解消に努めるとともに、市町への支援を継続的に行い、地籍調査の促進を図られたい。(政策部 P11)

2 緊急雇用・経済対策

県では、「平成 21 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の 3 つの分野を柱に、6 次にわたり総額 404 億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。

しかしながら、雇用情勢については、有効求人倍率は依然として低い水準にとどまっております。今後も厳しい状況が続くことが見込まれている。

このため、県政の最優先課題として「平成 22 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、雇用対策等を迅速かつ総合的に進められたい。(政策部 P11)

総務部

1 「みえ経営改善プラン」および「平成 22 年度経営改善目標」の後継計画の策定

総務省の新地方行革指針に基づいた「集中改革プラン」として公表の要請に応じて、平成 17 年度～21 年度の 5 年間の行政改革の目標として計画した、「みえ経営改善プラン(改訂計画を含む)」の期間が終了したが、その数値目標等として設定した項目のうち 6 項目が達成されなかった。

現在、国においては、国と地方の役割分担の見直しなども予想されており、一方県では、「県民しあわせプラン」の次期戦略計画の策定前でもあり、「みえ経営改善プラン」の個々の取組目標を 1 年間延長している。

今後も、中期的な目標を設定した新たな経営改善の取組を策定するなど不断の改善に取り組む体制を継続されたい。(総務部 P16)

2 県税等の未収金対策

平成 21 年度における県税等(加算金を含む)の収入未済額は 7,322,554,705 円であり、255,528,869 円(対前年度比 103.6%)増加し、依然として多額にのぼっている。

特に、県税の収入未済額のうち 80.6%(前年度 72.0%)が個人県民税の収入未済であり、金額及び全体に占める割合とも前年度から大きく増加しており、県税の徴収にお

ける大きな課題であるので、引き続き、地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、地方税収確保対策連絡会議等を活用した支援、個人住民税の特別徴収の加入促進、市町及び一部事務組合三重地方税管理回収機構との連携を図るなど、税収確保に努められたい。

また、収入未済額が減少している他の税目についても、引き続き適切に債務者の状況を把握するとともに、徴収体制の強化や関係機関などと連携して、さらなる回収に努められたい。
(総務部 P17)

防災危機管理部

1 チリ地震に伴う津波警報発表による対応の検証

平成 22 年 2 月 27 日にチリ中部沿岸を震源とした地震に伴い発生した津波は、翌日の同月 28 日には日本沿岸各地に到達し、三重県沿岸に津波警報が発表された。

これに対し、関係市町及び県は災害対策本部を設置し、一部の市町では避難勧告、避難指示を行う等の対応をしたが、避難所等に避難した住民の割合が 1.9%と寡少であったこと等、地震、津波に対する警戒意識の維持に憂慮すべき状況が明らかとなった。

このことから、こうした状況に至った原因を調査、分析し、今後の津波啓発のあり方等を検討されたい。
(防災危機管理部 P23)

生活・文化部

1 新博物館の整備

新博物館の整備については、平成 20 年度に策定された「新県立博物館基本計画」及び「新県立博物館事業実施方針」を具体化するため、21 年度には、施設の建築設計及び展示設計を進めたところである。

しかしながら、県が実施したアンケート調査結果をみると、新博物館整備にかかる県民への周知、理解を求める取組が十分とは言えない状況にあることから、今後は、この「基本計画」等に示された博物館の実現に向け、積極的な広聴広報活動を推進されたい。

また、県総合文化センターとの連携による相互機能の向上など、具体的な博物館活動や運営等について、県民、市町など多様な主体と連携しながら取り組まれたい。

(文化・文化部 P26)

2 障がい者雇用

平成 21 年 6 月 1 日現在の県内企業による障がい者実雇用率は、1.50%にとどまっております。全国ワースト 1 位となっている。

経済・雇用状況が厳しい中、企業への啓発や職業訓練の提供等のほか、障がい者の職場定着を支援する取組について国、関係機関等とさらに連携して実施し、障がい者雇用の促進に一層努められたい。
(生活・文化部 P26)

健康福祉部

1 医師・看護職員確保の取組

県は医師・看護職員の確保のため、修学資金貸与制度、医療キャリアサポートシステム、みえ医師バンク、ナースバンク等に取り組んでいるが、県内の医師・看護師数は、人口 10 万人当たりで全国平均を下回っており全国順位も低位にとどまっている。また、助産師数については、全国 47 位と最下位となっている。

引き続き、医師・看護職員確保対策の一層の充実を図り、県民が安心して暮らせるよう良質な医療サービスの提供体制を確保されたい。
(健康福祉部 P32)

2 救急医療体制の整備

県は地域医療再生計画を策定する中で救急医療体制の整備についても取組を進めているところであるが、県内では、救急搬送中の死亡事案が発生したり、救急体制の維持が困難になってきている地域が存在している。

医師確保が困難な中、救急医療体制の整備についても苦慮しているが、緊急の課題であることから、さらに取組を加えて進捗を図ることにより救急医療体制を確保されたい。
(健康福祉部 P32)

3 要保護児童対策体制の連携・強化

児童虐待は年々深刻化しており、県内でも平成 22 年 4 月に鈴鹿市内で重篤事案が発生している。

当該事案にかかる「県児童虐待重篤事例検証委員会」での検証報告を踏まえ、同事案の要因や問題点などを市町や関係機関等とも共有するとともに、専門性や経験を補う研修の充実に努め、要保護児童対策体制を強化して、再発防止に向けての取組を進められたい。

また、要保護児童の復帰に向けた家庭再生支援などもさらに充実されたい。
(健康福祉部 P33)

環境森林部

1 不法投棄事案等の未然防止

産業廃棄物不法投棄等の対応については、継続的に監視体制を強化・充実し、不法投棄の未然防止を図っているところであるが、平成 21 年度の重点事業の目標である不法投棄件数の削減率 30.0% (不法投棄件数 21 件) に対し、実績は 23.3% (同 23 件) と目標を達成できなかった。

新たな不法投棄の未然防止のため、不法投棄の抑止力につながる取組等を推進するとともに、未撤去となっている事案について、引き続き解決に向けた取組を推進されたい。
(環境森林部 P43)

2 獣害対策と関係機関との連携

農水商工部と環境森林部が連携し、総合的な対策を行うため平成 21 年 4 月に「三重県獣害対策プロジェクト」を設置し、また、各地域事務所に関係室等で構成する「地域獣害対策チーム」を設置し、市町とともに獣害対策を進めているところである。

また、環境森林部として、ニホンジカ及びニホンザルについては保護管理計画等に基づく取組により、捕獲数が増加している。

しかし、野生動物による農林業被害・生活環境被害が減少しないことから、狩猟期間の延長を図る等の対策を講じるとともに、関係機関がより一層連携を図り、さらに効率的な獣害対策に努められたい。(環境森林部 P44)

農水商工部

1 認定農業者等中核的経営体の確保・育成

地域の農業を中心的に担っていくことが期待されている認定農業者等については、平成 22 年度末の認定目標数 2,700 経営体に対し 21 年度末実績は 2,276 経営体であり、認定農業者等への農用地利用集積率については、22 年度末の目標 33.0%に対し 20 年度末実績は 26.9%といずれも未達成となっている。

このことから、今後一層、認定農業者等中核的経営体の確保と育成にかかる取組を進められたい。(農水商工部 P50)

2 集落営農の促進

県では集落営農の推進に取り組んでおり、土地利用の効率化、特定の担い手への土地や作業の集積を進めているが、平成 22 年度末の目標 400 集落に対して、21 年度末実績は 323 集落であり、達成率は 80.8%である。

このことから、効率的な集落、持続的な農業経営を促進していくため、目標達成に向けて一層取り組まれたい。(農水商工部 P50)

3 農商工連携等による地域資源活用産業の振興

農商工連携・地域資源活用産業を推進するため創設された「みえ地域コミュニティ応援ファンド」、「みえ農商工連携推進ファンド」については、平成 21 年度より本格的な稼働が始まったところである。

しかしながら、両ファンドで採択・事業化された商品については、中小事業者が主体であるため情報発信や販路開拓等が課題であると考えられることから、商品開発後のフォローアップ等を積極的に行われたい。(農水商工部 P51)

県土整備部

1 新道路整備戦略の見直し

平成 15 年度に策定された「新道路整備戦略」(平成 15 年度～29 年度)については、19 年度までの前期 5 年間で重点期間として、この間に供用できる箇所を重点的に整備し、重点期間が終了した時点で、社会経済情勢に弾力的に対応するために計画を見直す

こととしていた。

その後も公共事業の仕組みや予算の削減等国の道路整備に関する方向性を確認し、県財政への影響を把握していたことから、見直し作業を見合わせていた。

22年6月に県が示した「新道路整備戦略の見直し方針について」により、22年度内を目標に財政状況や社会経済情勢など環境の変化を勘案しながら、計画見直しを行われたい。
(県土整備部 P60)

2 河川整備の計画的な実施と堆積土砂対策

三重県河川整備戦略では、河川整備の優先度を定め、ハード対策河川 30 河川を選定し、重点的に河川整備を行っている。

引き続き、河川整備事業を行っている地域機関との連絡を密にし、進捗管理に努め、計画的な河川整備を行われたい。

また、河床の堆積土砂対策についても、防災上の観点から危険箇所の把握とその対応策等について、引き続き市町、地域機関等とも連携を図りながら、より一層取り組まれたい。
(県土整備部 P60)

3 伊勢庁舎建築工事の円滑な推進と公共事業にかかるリスク管理

伊勢庁舎建築工事において、隣接地の宅地地盤の形状変化が生じており、その対応のため工事が一時中止し、大幅に遅れている。

事業の進捗を図るにあたっては、事業依頼部局である総務部とも一層連携し、早急に発生要因を総合的に検証し、全体計画を含めた今後の対応策を明らかにして、さらに県民への説明責任を果たしたうえで、円滑な事業の推進に努められたい。

また、本事業以外の公共工事においても問題が生じたことから、事業の進捗に係るリスク管理について整理し、発生が予測される事案やその影響等を事前に把握をしたうえで、その発生防止や対応策の検討を行い、今後の公共事業の円滑な推進に資するよう取り組まれたい。
(県土整備部 P61)

出納局

1 会計支援体制の充実

会計事務の適正化については、地域駐在の設置、事前・事後検査及び物品検査の実施、相談機能の強化、職員研修の充実など取り組まれているところであり、その結果、平成 21 年度の会計相談件数及び出納局検査における指導件数は減少傾向となっている。

しかしながら、会計知識の不足に起因する軽微なミスや、所属のチェック体制の不備による誤った事務処理などが依然として発生している。

また、22年4月からの総務事務室の稼働により、地域機関の会計事務処理体制は事務の集約化・移管に伴う職員減のため、職員間の相談等による連携機能が低下し、以前よりケアレスミス等が起りやすい状況となっている。

このような状況を踏まえ、会計事務に携わる職員一人ひとりの習熟度に応じた OJT (職場内研修) 研修等の支援体制を一層充実されたい。
(出納局 P69)

企業庁

1 R D F 焼却・発電事業の平成 29 年度以降のあり方

R D F 焼却・発電事業の平成 29 年度以降の事業のあり方について、目途とする 22 年度末までに関係市町等との合意が得られるよう、早急に課題の解決に取り組みたい。

(企業庁 P71)

2 次期中期経営計画の策定

現在検討を進めている次期中期経営計画(平成 23 年度～26 年度)は、水力発電事業の民間譲渡、R D F 焼却・発電事業の運営体制等、今後の企業庁のあり方を示す重要な計画である。

計画の策定にあたっては、これまでの課題、問題点を十分に検証するとともに、県民に水と電気を「安全・安定」供給するため、危機管理への対応、技術力の向上策等についても十分留意されたい。

(企業庁 P72)

病院事業庁

1 県立病院改革

県立病院改革については、総合医療センターの特定地方独立行政法人化、志摩病院の指定管理者制度の導入に向けての手続きが今年度から進められている。

病院の運営形態の変更にあたっては、健康福祉部との業務分担を明確にし、患者や地域住民に対し十分な情報提供を行い、理解を得ながら着実に進められたい。

また、現在病院に勤務している職員に不安を与えないよう配慮されたい。

さらに、運営形態の変更に向け、累積欠損金、過年度未収金、退職給与引当金等の財務の取り扱いについて、十分に検証し整理されたい。

(病院事業庁 P76)

教育委員会事務局

1 特別支援教育の充実

平成 18 年 10 月に策定した「三重県における特別支援教育の推進について(基本計画)」を基に「校内委員会」の設置等特別支援教育の校内体制整備の充実に取り組んできている。

しかしながら、高等学校における「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成割合が低いことから、整備されている「校内委員会」や「実態把握の実施」が実効性のあるものとなっているか検証するとともに、高等学校における特別支援教育の理解を進め、特別支援教育の必要な生徒を的確に把握し、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成に努め、特別支援教育の校内体制整備の一層の充実を図られたい。

(教育委員会事務局 P84)

2 学力及び体力の向上

平成 19 年度から「全国学力・学習状況調査」、20 年度から「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が実施されている。

21 年度の調査結果においても、全国平均を下回っている項目が多くあったことから、これまでの取組を検証し、課題等を整理したうえで、授業の改善、指導力を高める研修の推進や体育・保健体育の授業の工夫改善などの支援を充実させ、学力の定着と体力の向上により一層取り組まれない。

(教育委員会事務局 P84)

3 キャリア教育の充実と就労支援

平成 22 年 7 月末現在の県内新規高等学校卒業予定者の求人状況は、就職希望者数 4,389 人に対し、県内の求人数は 2,810 人となっており、非常に厳しい雇用状況となっている。

引き続き、各教育委員会等との連携を一層密にし、小・中・高等学校の各段階に応じたキャリア教育を推進し、勤労観、職業観の育成を図りたい。

また、不安定就労者や就職未内定者が増加していることから、就職支援相談員等を活用し、就労支援に努められない。

(教育委員会事務局 P85)

警察本部

1 犯罪の抑止と検挙率の向上

平成 21 年の刑法犯認知件数は 25,540 件であり、第二次戦略計画の施策目標項目「刑法犯認知件数」の目標値 24,000 件であることから、その達成状況は 0.94 にとどまっている。

また、凶悪犯の検挙率についても、21 年は 70.8%と、前年と比べて 17.4 ポイント低下している。

このため、地域との連携を密にし、犯罪の抑止と検挙率の向上により一層取り組まれない。

(警察本部 P100)